

令和5年度（2023年度）北海道社会福祉審議会臨時会 議事録

日 時：令和6年（2024年）2月5日（月）14:00～14:52
場 所：TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階 ホール5C
出席者：別紙「出席者名簿」のとおり
議 題 第2期北海道地域福祉支援計画（案）について
そ の 他 子ども政策推進にかかる審議会機能の見直しについて

（開 会）

○ 松田政策調整担当課長

それでは予定の時刻となりましたので、これより北海道社会福祉審議会臨時会を開催させていただきます。各委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、北海道保健福祉部総務課政策調整担当課長の松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の会議の進め方について、御説明いたします。本日オンラインで御参加いただいている委員の皆様は、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言の際は、Zoom サービス内の下段の参加者ボタンの中にある「手を挙げる」ボタンをクリックいただき、こちらからの指名を受けた後、御発言をお願いいたします。その際は、マイクのミュートボタンを解除いただき、御発言終了後、再度ミュートにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

本日の定例会の出席状況でございますが、委員34名中21名と、過半数を超える御出席をいただいておりますことから、北海道社会福祉審議会条例第5条第3項の規定によりまして、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、昨年8月に開催されました定例会の後に、委員の異動がございましたので、新たに就任された委員の方の御紹介をさせていただきます。北海道保育協議会 会長 亀井隆（かめいたかし）委員。以上の1名の方が新たに委員となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。頭の次第の次に、本日の出席者名簿、3枚目に委員名簿、4枚目に事務局名簿、5枚目に本日の配席図を付けております。その後ろに次第の4番 議事で使用します、資料1「第2期北海道地域福祉支援計画について」、最後に次第5番 その他で使用します、資料2「子ども政策推進にかかる審議会機能の見直しについて」、以上となっております。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、会議の開催にあたりまして、北海道保健福祉部長の道場より、御挨拶を申し上げます。

○ 道場保健福祉部長

令和5年度北海道社会福祉審議会臨時会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、時節柄、大変お忙しい中、本会議に御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

また、日頃から、本道の保健福祉の推進、道民生活の向上に御尽力をいただいておりますことに、この場をお借りして、心から感謝を申し上げます。

年始から、能登半島地震と羽田空港での航空機の衝突事故という大きな災害や事故が続きました。

お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被害にあわれた方々に心からお見舞い申し上げます。

また、道内の社会福祉施設からも職員の方が、被災地での支援活動に携わっていただいていることに対して、重ねて感謝申し上げます。

さて、本日ご審議いただく「北海道地域福祉支援計画」は、全ての道民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指して、分野横断的な取り組みを推進するために策定しております。

本年度が第1期計画の最終年にあたることから、計画専門分科会において第2期計画の策定にかかる協議等を進めてきたところでありますが、藤女子大学 名誉教授の橋本分科会長をはじめ、分科会の皆様方の熱心な審議のおかげをもちまして、今般、計画（案）をとりまとめましたので、本日は、委員の皆様、それぞれのお立場や専門的な見地から、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、道としては、道民の皆様の生活を支える保健・医療・福祉の向上に向け、最大限の努力をしまいたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様の御理解と御協力をお願いし、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

○ 松田政策調整担当課長

続きまして加藤委員長から、御挨拶をお願いいたします。

○ 加藤委員長

令和5年度の北海道社会福祉審議会の臨時会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、日頃から本道の保健福祉の推進に御尽力をいただいておりますことに、心から敬意を表します。

保健福祉部長からもお話がありましたが、私からも能登半島地震と羽田空港の衝突事故で亡くなられた方々に対し、北海道社会福祉審議会を代表しまして、心からお悔やみを申し上げます。

本日の議題でございます「北海道地域福祉支援計画」につきましては、只今、保健福祉部長からもお話ございましたとおり、橋本分科会長が中心となって、熱心で本当に詳細な御議論を重ねていただきました。この度、分科会において審議が終了しまして、計画案が取りまとめられたところでございます。

本日は、その計画案をこの審議会において御説明いただきまして、正案といたしたく、皆様方にお諮りするものでございます。

是非、熱心な御討議をよろしくお願い申し上げます。

○ 松田政策調整担当課長

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、加藤委員長にお願いいたします。

○ 加藤委員長

それでは、お手元の会議次第に基づきまして議事を進めていきたいと思っております。

まず、議題4の、「第2期北海道地域福祉支援計画（案）について」事務局の方から御説明をお願いいたします。

○ 秋田地域福祉課長

地域福祉課長の秋田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本計画につきましては、昨年8月の本審議会第2期計画の検討を進める旨、御説明をいたしました。資料1の「主な策定経過について」を御覧ください。

計画専門分科会におきまして、昨年10月までに3回にわたるご議論をいただきました。

これらの意見を踏まえて計画の素案を作成し、11月の道議会に報告しましたほか、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施するとともに、これと併行して、全道6カ所の主要都市で地域説明会を開催し、道民の皆様からご意見をいただきました。

1月末にはパブリックコメントによる意見等を踏まえた計画の事務局案を策定し、第4回分科会にお諮りしまして、整理したものでございます。こうした経過を経て、本日、計画案としてお示しさせていただきました。

それでは、計画案の概要につきまして、お手元の資料1の概要版に移っていただきたいと思いますが、これについてご説明させていただきます。

まず、第1章の1「策定の趣旨」といたしまして、少子高齢化の進展や人間関係の希薄化などを背景に、支援を必要とする方が抱える課題が複雑化する中、地域共生社会の実現に向

けて、市町村支援や各種施策の広域的支援などといった道として担うべき取組を推進するため、この計画を策定するものである旨をここで記しております。

また、2の「計画の位置付け」ですが、本計画は、社会福祉法の規定により策定する計画でありまして、高齢者、障がい者、児童といった福祉の各分野に共通的な取組を記載する、いわゆる「上位計画」と位置付けられています。計画期間は、高齢者福祉分野や障がい者福祉分野の計画との整合を図るため、6年間と設定しております。

次に、第2章「地域福祉を取り巻く現状」ですが、主に統計資料を掲載しております。大きく分けますと3つで、1つ目は高齢化率や少子化などの動向、2つ目は生活保護や生活困窮者など、福祉的な支援を必要とする方の状況、そして3つ目は介護職員の離職率や民生委員の充足率など、地域福祉の人材確保に関する状況となっております。いずれの統計も、全国と全道の状況を比較する形で、道内の特定が明らかとなるように記載しております。

次の第3章「計画の基本的な考え方」といたしまして、まず、1の「基本方針」ですが、この計画の「目指す姿」として、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」というテーマを、第1期計画から引き続き掲げております。

また、基本的な姿勢として、福祉の各分野に共通的な取組で重要なものを中心として、地域共生社会の実現に資する事項や社会全体で取り組むべき事項は、重点化することとしています。

次の2は「主な施策の体系」は、国のガイドラインにも合致した「5つの施策の柱」と、次のページの第4章でご説明をいたしますが、それぞれ柱に紐付く「施策項目」で構成しております。

次に、2ページをお開きください。第4章「地域福祉を推進するための具体的な取組」ですが、先ほどの「主な施策の体系」を具体的に記述したものとなります。1番「市町村の体制づくり」から5番「暮らしやすい地域づくり」まで、計5つの柱について、3つずつの「施行項目」にまとめ、それぞれの施策の「具体的な取組」を推進することとしております。

はじめに、1番目の柱、「市町村の体制づくり」では、市町村が策定する地域福祉計画の策定支援に取り組むこととしております。都道府県が「地域福祉支援計画」を策定する一方、市町村でも地域課題の解決に向けて「地域福祉計画」を策定することが努力義務とされているところですが、現在、この計画が策定されていない市町村も一定数ございますので、そうした市町村への支援に集中的に取り組むほか、地域包括ケアなど市町村の取り組みが進むよう研修会の開催などの支援に努めることとしております。

次に2番目の柱、「福祉共通の仕組みづくり」は、福祉の分野を問わず、共通的に取り組むべき施策であり、生活困窮者への支援や権利擁護支援を進めることとしております。

また、制度の狭間にある方への対応として、令和3年施行の改正社会福祉法で創設された重層的支援体制整備事業をはじめとしまして、孤独・孤立対策のほか、ケアラー支援に関する取組などを進めます。

次に3番目の柱、「地域福祉を支える人づくり」は、主に福祉・介護の人材確保に関する施策であり、北海道社会福祉協議会に委託している無料職業紹介所の「福祉人材センター」による取組のほか、ボランティア活動を担う人材の育成や、コミュニティソーシャルワーカーなど、地域への支援を行う人材養成といった取組を進めることとしています。

次に4番目の柱、「支え合いの基盤づくり」は、福祉に関する相談支援体制の充実強化のほか、民生委員・児童委員の活動強化に加え、福祉サービスの質的向上に向けた監査や外部評価の取組などを進めることとしています。

最後に5番目の柱、「暮らしやすい地域づくり」は、本計画のテーマでもあります地域共生社会の実現に向けたまちづくりに関する取組であり、交流拠点の整備や、地域における身近な見守り支援体制の強化のほか、道の「福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー・ユニバーサルデザインの取組や、災害時の福祉的な支援に関する取組についても盛り込んでいます。

以上が「具体的な取組」の項目ですが、現行の第1期計画と、次期の第2期計画を比較し、特徴的な点は「施策の柱」が3つであったものを、昨今の法改正や社会情勢の変化を踏まえた見直しを行いながら、国のガイドラインに沿う計5項目に整理したところがございます。

具体的に申しますと、法改正を踏まえた対応としては、2番目の柱の2にあります「制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築」において、重層的な支援体制の構築や、来年度に法施行を控えている孤独・孤立対策などについて盛り込み、また、社会情勢の変化を踏まえて見直しを行った部分としては、2番目の柱の1にあります、「セーフティネット権利擁護など分野横断的な支援の充実」の項目において、生活困窮者支援の取組に新型コロナや物価高騰下における対応を加えたことや、さきほども触れました2番目の柱の2に、道の条例に基づくケアラー支援の取組を追加したことなどがございます。

続きまして、第5章「地域福祉の推進に関連する道の事業」は、5つの施策の柱に対応させる形で、これらに関連する道の事業を体系的に整理したものとなっています。

概要資料では包括的に記載しておりますが、「計画案」本体におきましては、62ページから68ページにかけて、道の各部、各課が所管する事業も含めて、計78の事業の概要を掲載しておりますのでご参照いただきたいと思います。

次に、第6章「数値目標の設定」ですが、本計画の最終年度である令和11年度までに達成することを目指すものとして設定をしております。

設定にあたっては、個別の福祉分野である高齢者福祉や障がい福祉などに偏らない、分野を横断する包括的な地域での体制づくりに資するよう地域福祉の推進に関する取組として、重要となる主な事項について、数値目標を設定したものです。

こうした考え方のもと、5つの施策の柱にそれぞれ1つずつの数値目標を設定しております。

順にご説明しますと、まず、1番目の柱に対応する数値目標は、「市町村における地域福祉計画の策定率向上」としております。「市町村における地域福祉の支援」は、本計画に定める共通理念の1つでありますし、また、既に多くの都府県では策定率100%を達成していることから、現行の第1期計画と同様に数値目標を設定し、最終年度までに全市町村での計画策定が達成されるよう、市町村への助言支援を行ってまいります。

次に2番目の柱に対応する数値目標は、「包括的な支援体制の整備」としまして、事業名称で申しますと、先ほども触れました「重層的支援体制整備事業」となります。

この事業は、高齢者・障がい者・児童といった属性別の支援体制では複合的な課題や制度の狭間にあるニーズに対応することが困難になっている状況を踏まえ、属性を問わない包括的な支援体制を整備しようとするもので、社会福祉法において、市町村の努力義務と定められておりますが、現在、整備率がまだまだ低い状況であることから、新たに数値目標を設定し、研修の実施や意見交換会の開催などを通じて、市町村を支援していくこととしております。

次に、3番目の柱に対応する数値目標は、「コミュニティソーシャルワーカー等の配置市町村数の向上」としております。コミュニティソーシャルワーカーは、社会福祉協議会の福祉専門職の方が多いのですが、「個人」を支援するだけでなく、地域課題の発見や関係機関とのネットワーク構築など、「地域」を支援するという両面の役割を担います。

コミュニティソーシャルワーカーは、年々増加はしておりますが、未だ配置のない市町村もあることから、第1期計画と同様に数値目標を設定し、最終年度には全市町村に少なくとも1名は配置されるよう、養成研修の積極的な受講などを促していくこととしております。

次に4番目の柱に対応する数値目標は、「民生委員・児童委員の継続的な担い手確保」としてしております。高齢化が進展する中、民生委員の確保は全国的にも喫緊の課題とされておりますが、現状、道内の充足率は全国平均と概ね同じ水準が保たれているところではあります。今後、その確保がより困難になると見込まれておりまして、地域の実情をつまびらかにする福祉の担い手として、定められた定数が1つも欠けることのない状態を目指すため、新たに数値目標を設定し、民生委員制度の一層の普及啓発やなり手の確保を進めていくこととしております。

最後に、5番目の柱に対応する数値目標は、福祉のまちづくり条例に関連する取組で、「心のバリアフリーに関する認知度の向上」としてしております。

バリアフリーの取組として、ハード面での対応や、そうした配慮がなされている公共交通機関や施設等の情報提供を行うといったソフト面の対応ですが、それらを引き続き充実させながらも、様々な心身の特性や考え方を、全ての人々が相互に理解する「心のバリアフリー」を推進することが、地域共生社会を目指すためにも重要でございます。

この「心のバリアフリー」に関する道民の認知度については、令和2年度以降、定期的にアンケート方式で測定を行っておりまして、未だ広く浸透しているとはいえない状況にあり

ますことから、新たに数値目標を設定し、普及啓発や研修等の取組により、最終年度までに80%を目指すこととしています。

次に、第7章「計画の推進管理」でございますが、計画の目的達成に向けては、PDCAサイクルのもと、進行管理を行いながら効果的・効率的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

以上、計画案の概要について御説明申し上げましたが、これまでの間、専門分科会の委員の皆様には、大変お忙しい中、計4回にわたる御議論に参加いただきまして、それぞれのお立場から、貴重な御意見を多数賜りました。この場をお借りして、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

私からの説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○ 加藤委員長

どうもありがとうございました。地域福祉支援計画から計画の概要について、御説明をいただきました。それでは、御質問・御意見等をお伺いしたいと思います。

(河合副委員長 挙手)

はい。河合委員お願いいたします。

○ 河合副委員長

特段の意見ではないのですが、まとめるのはとても大変だったと思います。

読ませていただいた感想でございます。「連携」という言葉があちらこちらに出てまいります。それから「連携・協力」という言葉もございますし、「協力」「協働」という言葉も出てきております。おそらくその分野なり領域なり、文脈上できちんと書き分けられているものというふうに思うのですが、読み手としては、じゃあ連携と書かれているのが、連携の先のことまでに行きそうにない、あるいは行かなくていいので連携止まりなのか、例えばです。あるいは「協働」という場合は、もっと一緒に「協力し合う」ことだと思いたすので、このことについてはそこを目指すのであるということで、「協働」という言葉は使われているのか、みたいなことが。一読み手としては、どこかに定義があるといいのかなと思ったりもするのですが、それぞれの事情があって、その言葉に留まっているのであろうというふうに察するところではございます。

それから一点、45ページのスクールソーシャルワーカーの配置について、スクールソーシャルワーカーの主な資格のところ「社会福祉士等」と書かれていたかと思います。

また、その下段にスクールカウンセラーと書かれていて、資格の後に「心理士等」という書きぶりだったかと思います。「心理士」という資格名はないのではないかと思います。も

し揃えるのであれば、国家資格である「公認心理師等」としていただけた方がよろしいかなと思ったところでございます。以上です。

○ 加藤委員長

ありがとうございます。そのほかにもございますでしょうか。

(畠山委員 挙手)

はい。畠山委員お願いします。

○ 畠山委員

一点教えてください。今、河合副委員長がおっしゃられたように「連携」だとか「協働」だとか、「包括的な」というようなことが書かれておりますけれども、「障がい者の妊娠、出産、子育て」というのは、どこに書かれていて、どこが支援の基本となるのか教えていただきたい。特に知的障がいの人や重度の身体障がいのある方は、出産子育てに大変苦労される知的障がいの施設もあるかと思えますけども。

この間、自分の町の地域福祉計画の中で、そのような事もお願いはしたが、当然、小さい市町村だとそのあたりは難しいところだと思うので、基盤づくり、システムづくりを国なり道なりがしっかり支援して欲しいと思うのですけれども、そこは誰が、妊娠出産子育てというのは一連のことですよね、子育ての問題でもあるし、単純に障がい者への支援の部分でもあるし、そこはどかが担っていただけるのかな、どういう風な方針・方向性をもっているのかなというところを教えてくださいと思います。

○ 加藤委員長

その他にございませんでしょうか。

それでは事務局からお願いいたします。

○ 石橋障がい者支援担当局長

障がい者支援担当局長の石橋でございます。

畠山委員からご質問のありました件につきまして、障がい担当の私どもで計画を策定してございまして、この審議会の中とはまた別に、まさに今おっしゃっていただいた議論を障がい者の審議会の方で議論しているところでございます。その中で今、御意見をいただきながら、地域の中における障がいのある方の結婚とか、妊娠、出産、子育てについて、どういう問題点があって、どうしていくことが良いのか、という意見をいただき、これまで3回審議会を行いまして、4回目の審議会も近々行う予定でございます。そうした中での議論がございまして、畠山委員ご所属の協会からも委員の方のご出席してございまして、その委員の方

も通じながら、全体が見えましたら、またお伝えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○ 加藤委員長

この計画の概要のところの最初の、計画の位置づけの中で、福祉分野の各個別計画の上位計画として、この地域福祉支援計画が策定されたということでございますので、只今の障がい者の関係につきましても、おそらく障がい者福祉計画の中に詳細に盛り込まれていくのではないかと考えております。

それから河合委員の話でございますけれども、ご説明できるところはなるべくご説明していきたいと思ひますけれども、例えば、今まで出来ていなかった部分をこれからやってみましょうといった時に、どういう風にやっていくのかといった時に、個別の団体をある程度まとめながら、それを制度的な問題として取り上げていくですとか、今まで出来ていなかった部分をこれからやってみましょうといった趣旨も入っているのではないかなと思ふところ。そういうような言葉の中では全部丸めて同じ言葉で使われてしまっている。

場面場面においては違ふのではないか、さっき使っていた言葉と意味合いが違ふということもあるかと思ふ。

修字の部分につきましては、今回、分科会をまとめていただいた分科会長と御相談しながら直せる部分があれば直していただければなと思ひます。そういうことでよろしいでしょうか。

○ 河合副委員長

はい。お願ひします。

○ 加藤委員長

ありがとうございます。そのほかにございませんでしょうか。

(澤田委員 挙手)

はい。澤田委員どうぞ。

○ 澤田委員

日本介護福祉士養成施設協会の澤田でございます。

私はこの計画専門分科会の委員も務めさせていただいておりました、主に介護人材の養成ですとか、今不足するそうしたところへの獲得に向けての、様々な意見を出させていただく中で、外国人人材のことについて、以前、本審議会の中でも発言させていただきましたが、この度の計画の方でも、具体的なページでいうと、56ページにしっかりとですね、今後本

道として増えてくる介護の分野だけではなく、他領域の分野に増えてくる外国人を想定した形で、そういった方も場合によっては、生活困窮者など様々な状況に見舞われる可能性がありますので、しっかりと基本的なですね、計画の中で策定していただけることは本当にありがたいことだと思って、意見ではなく、感謝を申し上げたいと思います。私からは以上です。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

(事務局 秋田地域福祉課長 挙手)

はい。事務局からお願いいたします。

○ 秋田地域福祉課長

地域福祉課長の秋田でございます。

私の方から先ほどの河合委員の御意見につきまして、補足でご説明させていただきます。

委員長の方から文言については、検討の上でということで、ご指示をいただきましたので、事務局としてもそのように対応させていただきたいと思っております。

なお、連携ですとか、協働の部分について、でございますが、この計画の非常に肝になっている部分でございます。ご説明の中で重層的支援体制整備事業について、具体的な事業についても申し上げましたが、包括的に相談を受けてどのように対応するかという面が分野を超えた大事な部分になってまいります。具体的に計画の中では、44ページになりますが、これまでの福祉制度というのは高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、というような色々な分野別に分かれて相談を受けてサービスを提供してきましたが、重層的支援体制というのは、こうした分野に関わらず、全て受け止めてという総合的なサービスにつなげるものであり、こうした考え方によりこの計画を作っているところです。

具体的な事例としては、コロナ禍で失職し、住む場所が突然なくなった方とか、8050世帯、それからひきこもりというような状態の方々がいらっしゃって、そうした方々を、生活の維持や、就労といったサービスの提供に結び付けていく、サービスの提供だけではなく、個人個人の支援につなげていこうという考え方で、この計画を作ったところでございます。以上でございます。

○ 加藤委員長

今お話のあったこの地域福祉支援計画の44ページところなんかは、まさに縦割り連携をするのは間違いなく連携するのですけれども、連携した後、どうするんだというところが、

誰がどうするのか、というところが一番重要になってくるところなんですけれども、これは市町村によって、それぞれやり方が違って来るんですけども、分野に関わらず、統括的にやる組織みたいなのを作ってですね、それぞれの担当者が持ち寄って、そこで議論をし、結論を出していくような、そういう施策の進め方というのも検討されているようなので、おそらく、そういうことを意味しているのではないかというふうに考えております。

あと、ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、今御意見いただきましたところを参考にいたしまして、この計画案を当審議会として、了承したいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、北海道地域福祉支援計画（案）については、了承することとします。

ありがとうございました。

また、専門分科会の皆様には、ご熱心な御討議いただきまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○ 加藤委員長

それでは続きまして、次の次第5番その他でございます、「子ども政策推進にかかる審議会機能の見直しについて」御説明をお願いいたします。

○ 夕下子ども政策企画課長補佐

子ども政策企画課、課長補佐の夕下と申します。

子ども政策推進にかかる審議会機能の見直しにつきましては、昨年8月10日開催の本審議会において、こども基本法や児童福祉法で定める子どもに関する事項について、審議する場を1つに集約しまして、その下に、これまでと同様の審議機能を有する部会を設置するほか、新たな部会の設置について検討することをご報告させていただいたところでございます。

本日は、現在の検討状況について、ご説明させていただきます。資料2を御覧ください。

現行の「子どもの未来づくり審議会」、各部会を含む「社会福祉審議会児童専門分科会」、「男女平等参画審議会」のうち、DVに関する事項、「青少年健全育成審議会」の4つの審議会機能を統合し、新たに「北海道こども施策審議会」の設置に向けた手続を現在、進めているところでございます。

次に下の部会でございますが、「子どもの未来づくり審議会」に設定されている4つの部会のほか、「社会福祉審議会」に設置されている部会のうち、「検証・処遇部会」、「里親・保

育部会」、さらに「青少年健全育成審議会」に設置されている「社会環境整備部会」について、こども施策審議会の部会として移行・統合することとしております。

社会福祉審議会の検証・処遇部会は、こども措置審査部会へ移行しまして、里親・保育部会のうち、保育所、認定こども園の認可関係は、こども・子育て支援部会へ、里親の認定に関しましては、社会的養育支援部会に移行させていただきます。このほか、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」の策定や推進管理、子ども若者等の意見反映などについて審議を行う「こども施策部会」など4つの部会を新たに設置する方向で検討してございます。

社会福祉審議会の「検証・処遇部会」、「里親・保育部会」の委員の皆様には、引き続き、それぞれの専門分野における新たな部会の委員として御協力をいただきたいと考えておりました。これらの審議会の見直しについては、年度内に所要の手続を経まして、本年4月以降に委員の選任に係る事務手続を進める予定としております。

新たな審議会、部会につきましては、委員の選任手続を終え次第、速やかに開催するようこれから手続を進めてまいります。私からの説明は以上でございます。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。只今の説明のありました審議会の新たな設置につきまして、御質問、御意見等はございませんか。

(中村委員 挙手)

はい。中村委員お願いいたします。

○ 中村委員

例えば「児童福祉」というのも子どもを強調するようになってきていて、もちろん、児童福祉法があるからだと思うのですが、他方でこども家庭庁ができたりとか、この説明図で申し上げたかったのは、ひらがなの「こども部会」を作った時に、でも主な審議事項は漢字の「子ども」になっていたりとか、その辺で、何かのルールがあって整理しているものなのか、そうじゃないのか、よくわからない人にとって見ると混乱をしなくもないということで、今後に向けて、私はたまたま検証・処遇部会に出席させていただいていたり、先ほどの事では、計画にも少し携わらせていただいたので、言葉の問題は非常に難しいですけども、表に出るとまた理解が変わったりすることもあるので、今後、可能であればわかりやすくされたいかかなと思います。以上です。

○ 夕下子ども政策企画課課長補佐

ご質問ありがとうございます。国の法律ですとか、こども家庭庁は、全てひらがなとなっております。一方、我々の組織では漢字を使っている状況がございますので、今後はこう

いった審議会ですとか、対外的に出していくものは、極力ひらがなで揃えていきたいと考えておりますので、そういったものを含めて今後検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○ 加藤委員長

現行の「子ども・子育て支援部会」があつて、主な審議事項に漢字の「子ども・子育て支援事業支援計画」となつていまして、次が「こども・子育て支援部会」はひらがなになっていて、主な審議事項の中にはこどもの「こ」は漢字のまま、子育ての方も漢字だったりということでございますので、今法律に決まった名称のところについては、ご質問きているとおりで、それ以外のことについては、なるべくひらがなを、ということで、見た目というかその辺、何か注意書きでもしていただければいいかなと思つております。

よろしいでしょうか。

(西川委員 挙手)

はい。西川委員どうぞ。

○ 西川委員

新たに部会を作っていくということですが、児童福祉に関係ある方は委員として残っていくと思うのですが、それ以外はどういう方々が入られるのか。ここにいる委員の方で今子育てをしている方はいないと思う。

今現在、実際に子育てをしている方々の意見が反映されないのではないか。と考えられるので、その確認をしたい。

○ 夕下子ども政策企画課課長補佐

ご質問ありがとうございます。只今のご質問でいくと、資料2の左側に現在、「子どもの未来づくり審議会」の中に「子ども・子育て支援部会」という部会がございまして、その中に子育て世代の方ですとか、関係団体の方が入っていただいております。それをベースにして新しい部会として本審議会の委員の方も加わっていただきながらいきたいと考えております。

○ 西川委員

ありがとうございます。多くの若いお父さん、お母さんの意見を取り上げられるようなそういう組織にしていきたいと思つております。以上です。

○ タ下子ども政策企画課課長補佐

わかりました。ありがとうございます。

○ 加藤委員長

その他ございませんでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。

それでは、最後、その他全体を通して、何か御意見・御発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。それでは、北海道社会福祉審議会の臨時会の議事は全て終了しましたので、事務局の方から何かありますでしょうか。

○ 松田政策調整担当課長

事務局から1点だけ、その他に関連した事項で、次年度から新たな審議会に移管する児童福祉に関する審議事項の、令和6年度以降の審議状況につきましては、新たな審議会で報告された内容を社会福祉審議会でも情報提供という形で、委員の皆様へお知らせしたいと考えております。具体的はまた改めて御連絡したいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 加藤委員長

ありがとうございます。それでは他に皆さんから御意見等無いようでございますので、最後に保健福祉部長から一言お願いいたします。

○ 道場保健福祉部長

委員の皆さまには、北海道地域福祉支援計画案につきまして、ご了承いただき、深く感謝を申し上げます。

また、加藤委員長におかれましては、つつがなく本日の会議を運営いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

道といたしましては、この計画が実効性のあるものとなるよう、引き続き、委員の皆様のお意見を伺いながら、保健・医療・福祉の施策を推進してまいりたいと考えております。

で、委員の皆様には、今後とも、ご支援をいただきますようお願い申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○ 加藤委員長

それでは、本日予定されております審議事項は全て終了しました。本日は、議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

それでは事務局へお返しします。

○ 松田政策調整担当課長

加藤委員長、ありがとうございました。以上をもちまして、北海道社会福祉審議会臨時会を終了いたします。本日は皆様大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

(閉 会)

令和5年度（2023年度）北海道社会福祉審議会臨時会 出席者名簿

（五十音順・敬称略）

所 属 等	氏 名	参 加 方 法
北海道大学大学院医学研究院教授	岩崎 倫政	WEB
北海道ホームヘルプサービス協議会会長	岩田 志乃	WEB
北海道老人福祉施設協議会副会長	加藤 敏彦	会場
北海道保育協議会会長	亀井 隆	会場
北海道医療大学客員教授	河合 祐子	会場
（公財）北海道民生委員児童委員連盟会長	佐川 徹	会場
（一社）北海道身体障害者福祉協会事務局長	澤口 隆之	WEB
札幌医科大学保健医療学部教授	澤田 いずみ	WEB
（公社）日本介護福祉士養成施設協会北海道支部	澤田 乃基	WEB
北海道児童養護施設協議会	高津 ひろみ	会場
北星学園大学副学長	中村 和彦	会場
（一社）北海道手をつなぐ育成会副会長	長江 睦子	会場
（社福）北海道社会福祉協議会理事	西川 勝夫	会場
一般公募委員	波田 大専	WEB
（一社）北海道知的障がい福祉協会副会長	畠山 信	会場
北海道議会保健福祉委員会委員長	畠山 みのり	WEB
（社福）北海道母子寡婦福祉連合会理事	藤本 恭子	会場
（一社）北海道医師会会長	松家 治道	会場
北海道議会保健福祉委員会副委員長	村田 光成	会場
北海道経済連合会常務理事	百瀬 康弘	会場
北海道精神障害者社会福祉事業協議会事務局長	吉本 政秀	WEB
計	21名（WEB8名、会場13名）	